

記載要領等	特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）
-------	-------------------------------------

《使用目的》

租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号又は第 70 条の 7 の 6 第 12 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号（第 70 条の 7 の 8 第 11 項において準用する場合を含みます。）に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与したときに限り、この明細書を提出してください。

《記載要領等》

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 9 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 9 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - (3) 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 17 項第 2 号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
 - (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
 - (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
 - (3) 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 1 号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 14 項において準用する同令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 28 項若しくは第 40 条の 8 の 8 第 16 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の特例経営承継相続人等若しくは特例経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第

＜特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置） 記載要領等＞

12 項若しくは第 70 条の 7 の 8 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注 1）「死亡等の日」とは、

イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 21 項において準用する同令第 40 条の 8 第 37 項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 2 号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第 1 項又は同法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 28 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 12 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注 2）死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 5 項において準用する同令第 40 条の 8 第 6 項又は同令第 40 条の 8 の 6 第 6 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 7 項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第 40 条の 8 の 5 第 18 項において準用する同令第 40 条の 8 第 24 項第 2 号イからハまで又は同令第 40 条の 8 の 6 第 25 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 30 項第 2 号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

（注 3）「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注 4）会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第 70 条の 7 の 6 第 1 項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。

（注 5）「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書若しくは同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70%以上となった場合をいいます。

（注 6）「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書若しくは同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項た

＜特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置） 記載要領等＞

だし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75%以上となった場合をいいます。

（注 7）この届出書における租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 及び第 40 条の 8 の 6 の規定には、同令第 40 条の 8 の 8 において準用される場合を含んでいます。